

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 日本獣医腎泌尿器学会誌投稿規程

(目的)

第1条

本規程は、日本獣医腎泌尿器学会誌（以下「本誌」という）の投稿に関する事項を定める。

(投稿区分および使用言語)

第2条

投稿区分は獣医腎泌尿器病学に関連した未発表の原著、短報、総説、症例報告およびその他とし、使用言語は英語または日本語とする。

(投稿資格および投稿料)

第3条

筆頭著者が本学会会員である場合、投稿料は無料とする。非会員については1編につき10,000円とするが、依頼原稿にあつては非会員であっても無料とする。

(原稿提出形式)

第4条

原稿は以下の形式で提出する。

1. 原稿は1部のデジタルデータセット（電子テキスト、表、図・写真、図・写真の説明分のファイル）提出を基本とする
2. テキストデータは Microsoft 社のソフトウェア“Word 2019”以降のものを用いて作成する。データは A4 用紙指定で上下左右に十分な余白をあけて作成する。フォントは明朝系フォントを使用し、フォントサイズは 11 ポイントとする。ファイル名は、「日獣腎泌会誌-タイトル-氏名.doc」とする。
3. 表は、Microsoft 社のソフトウェア“Excel 2019”以降のものを用いて作成する。作成に当たっては、縦罫線を使用せず、脚注を要する場合は、表示語句の右肩に a)、b)、c) を付し、表の下欄外にそれぞれの説明を記載する。また、フォントは明朝系フォントを使用し、フォントサイズは 11 ポイントとする。ファイル名は、「日獣腎泌会誌-表 No-氏名.xls」とする。
4. 図・写真は、オリジナルの大きさが 80×60mm の鮮明な（最低 300dpi 以上）の JPEG ファイル（もしくは TIFF ファイル）を使用する（この大きさを約 400 字程度に換算される）。ファイル名は、「日獣腎泌会誌-図 No-氏名.jpg」もしくは「日獣腎泌会誌-図 No-氏名.tif」とする。図・写真が複数ある場合のファイル名は、使用順に合わせてファイル名の図と氏名の上に数字をいれる。また、図・写真には、説明（キャプション）を各 50～100 字をテキストファイルとしてつける。説明（キャプション）のフォントは明朝系

フォントを使用し、フォントサイズは11ポイントとする。図・写真が複数ある場合は、それらの説明（キャプション）を一つのテキストファイルに記載してもかまわない。ファイル名は、「日獣腎泌会誌-説明-氏名.doc」とする。

（投稿区分別記載要領）

第5条 各投稿区分の記載要領は次のとおりとする。

1. 総説

- (1) 原稿第1頁の最上段に、掲載を希望する投稿区分を明記し、ついで表題、著者名、所属機関の名称と住所を記載し、つづいて連絡担当者の e-mail アドレス、住所等を記入する。
- (2) 第2頁には要約（400文字以内）、キー・ワード（5語以内）、論文内容を端的に示すランニング・ヘッド（20字以内）を記載する。
- (3) 第3頁には英文タイトル、英文 Abstract を記載する。Abstract は 240words、以内とし、査読者が英文校正の必要があると判断した場合、編集委員会は外部に英文校正を依頼する。この際の校正料は著者の負担とする。ただし、依頼原稿は無料とする。
- (4) 第4頁以降は、基本的に自由に記載するが、最後に「参考文献」を必ず記載する。
- (5) 論文の長さは、約 19,000 字程度（刷り上り 10 頁以内）とする。

2. 原著

- (1) 原稿第1頁の最上段に、掲載を希望する投稿区分を明記し、ついで表題、著者名、所属機関の名称と住所を記載し、つづいて連絡担当者の e-mail アドレス、住所等を記入する。
- (2) 第2頁には要約（400文字以内）、キー・ワード（5語以内）、論文内容を端的に示すランニング・ヘッド（20字以内）を記載する。
- (3) 第3頁には英文タイトル、英文 Abstract を記載する。Abstract は 240words、以内とし、査読者が英文校正の必要があると判断した場合、編集委員会は外部に英文校正を依頼する。この際の校正料は著者の負担とする。ただし、依頼原稿は無料とする。
- (4) 第4頁以降は、「はじめに」、「材料および方法」、「結果」、「考察」、「謝辞（必要な場合）」、「参考文献」の順に記載する。
- (5) 論文の長さは、約 19,000 字程度（刷り上り 10 頁以内）とする。

3. 短報

- (1) 原稿第1頁の最上段に、掲載を希望する投稿区分を明記し、ついで表題、著者名、所属機関の名称と住所を記載し、つづいて連絡担当者の e-mail アドレス、住所等を記入する。
- (2) 第2頁には要約（200文字以内）、キー・ワード（3語以内）、論文内容を端的に示すラ

ンニング・ヘッド（20字以内）を記載する。

- (3) 第3頁には英文タイトル、英文 Abstract を記載する。Abstract は 120words、以内とし、査読者が英文校正の必要があると判断した場合、編集委員会は外部に英文校正を依頼する。この際の校正料は著者の負担とする。ただし、依頼原稿は無料とする。
- (4) 第4頁以降は、「参考文献」以外は項目分けをしないで記載してよいが、内容に応じて項目を掲げることは可能とする。
- (5) 論文の長さは、約 10,000 字程度（刷り上り 5 頁以内）とする。

4. 症例報告

- (1) 原稿第1頁の最上段に、掲載を希望する投稿区分を明記し、ついで表題、著者名、所属機関の名称と住所を記載し、つづいて連絡担当者の e-mail アドレス、住所等を記入する。
- (2) 第2頁には要約（200文字以内）、キー・ワード（3語以内）、論文内容を端的に示すランニング・ヘッド（20字以内）を記載する。
- (3) 第3頁には英文タイトル、英文 Abstract を記載する。Abstract は 120words、以内とし、査読者が英文校正の必要があると判断した場合、編集委員会は外部に英文校正を依頼する。この際の校正料は著者の負担とする。ただし、依頼原稿は無料とする。
- (4) 第4頁以降は、「参考文献」以外は項目分けをしないで記載してよいが、内容に応じて項目を掲げることは可能とする。
- (5) 論文の長さは、約 10,000 字程度（刷り上り 5 頁以内）とする。

（記載上の注意）

第6条 記載にあたっては以下の点に留意する。

1. 略語をはじめて使用する時は、論文中にはじめてその語を使用する時に完全な用語を掲げ、その後に略語をカッコで括って示す。
2. 動植物の名称は基本的にカタカナで表記する。
3. 数字は算用数字を用い、単位および略語は原則として下記の例に従う。
M, mM, μ M, N, %, m, cm, mm, μ m, nm, cm^2 , ml, μ l, kg, g, mg, ng, pg, hr, min, sec, msec, rpm, cpm, dpm, ppm, $^{\circ}\text{C}$, J, KJ, lux
4. 引用文献のリストは著者名および共著者名のアルファベット順に配列して番号を付す。なお、本文中では引用文献の番号はカギ括弧（〔 〕）で括って表記する。同一著者の文献を複数引用する時は、第2以降の著者名をアルファベット順に配列する。また、誌名の略称は各雑誌の表記に従う。引用文献の記載方法は投稿区分に関係なく以下の例に従う。
 - (1) 今井圓裕・堀尾 勝（2006）：日本人における慢性腎臓病（CKD）の現状、日腎会誌. 48, 703-710.

- (2) Greene, S.N., Lucroy, M.D., Greenberg, C.B., Bonney, P.L. and Knapp, D.W. (2007): Evaluation of cisplatin administered with piroxicam in dogs with transitional cell carcinoma of the urinary bladder. J. Am. Vet. Med. Assoc., 231, 1056-1060.
- (3) 丹波利充：吸着薬療法の実際. 保存期腎不全の治療 (丸茂文昭監修), 155-163 頁, 東京医学社, 東京, (1999).
- (4) DiBartola, S.P.: Disorders of sodium and water: Hypernatremia and hyponatremia. In: Fluid, Electrolyte, and Acid-Base Disorders in Small Animal Practice (3rd ed), DiBartola, S.P. ed., pp. 47-79, Saunders Elsevier, St. Louis, 2006.

(掲載、費用および著作権)

第7条

1. 掲載は原則として審査を終了した順とする。
2. 下記にかかる料金は著者負担とする。
 - (1) 別刷り代
 - (2) その他
3. 本誌に掲載された全ての論文の著作権は本学会が有する。

(問い合わせ先)

第8条

投稿原稿の送付および照会は下記とする。

日本獣医腎泌尿器学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷二丁目 29 番 7 号 大谷ビル 3 階

TEL 03-3830-0736 FAX 03-5654-5816

E-mail: journal@javnu.jp 宛

補則

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、2025年6月1日より施行する。